

社会福祉法人 庄栄会

評議員及び役員等の報酬・旅費の規程

第1条 この規定は、社会福祉法人庄栄会評議員および役員（理事、監事）、評議員選任・解任委員やこれに準ずる方※以後役員等という）の役員報酬および旅費について定める。

第2条 対象は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、内部監査、自治体の要請によるもの、及び出張などとする。

第3条 役員報酬は、日額 2 万円を上限とし、旅費とは交通費、宿泊費とする。なお、役員等の報酬の総額は、1 人あたりの各年度の総額を以下の額を上限とする。

理事 60 万円

監事 60 万円

その他 20 万円

第4条 役員報酬、交通費、宿泊費の計算にあたっては下記別表 1 を適用する。

第5条 出張区分を以下の通りとする。

(区内)

出発地目的地とも浜松市内の同一区内の場合とする。ただし、目的地が浜松市西区舘山寺町の場合で、浜松市北区細江町が出発地となる場合に関しては、便宜上区内として取り扱うこととする。

(近接地)

区内出張を除く近接地出張（片道 40 キロ未満）

(遠隔地出張)

区内出張、近接地出張を除く片道 40 キロ以上

第6条 この規定は、出発地を第5条における地域を基準にしたものであるが、それ以外の出発地等に関しては、理事長が、この規定を根拠にこれを決定する。

第7条 あらかじめ理事長の承認を得た場合を除くほか、個人所有の車両での出張は控えることとし、承認を得た場合の交通費については、公共交通機関を使用したもの

として換算する。

第8条 特例として、個人所有の車両での出張に対しては、事故等賠償責任が生じた場合は、個人の保険等を使用することを出張者が認めた場合のみ、かつ、運転免許等法律に定める運転資格を有する場合これを認める。

第9条 特定個人または他の団体から別に旅費を支給される場合は、本規定で算出した旅費との差額のみ支給する。なお、当法人の算出の方が低額な場合は、返還を求めない。

第10条 タクシーの利用は、適当な公共の交通機関が無い場合か、理事長が事前に許可した場合のみとし、上限を一日あたり 30,000 円とする。

第11条 1 旅費は、実費を支給することを基本とする。
2 業務遂行に必要な経費は、旅費を除いて、当規定の対象外とする。
3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
4 当規定による支払いは原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第12条 交通費、宿泊費に関しては、費用弁償として経費と認められるが、役員報酬に関しては認められないため、庄栄会として源泉徴収票を発行し税法上の手続きをするものとする。

第13条 施設の職員を兼務する役員は、通常勤務内の役員報酬に関してはこの規定を適用しない。

第14条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決、続いて評議員会の承認を経なければならない。

- 1.この規程は、平成29年7月1日から実施する。
- 2.この規程は、令和2年4月1日から実施する。

別表 1

費目\区分	区内	近接地	遠隔地
役員報酬 (日当)	拘束時間が 3 時間未満 6,000 円 (ただし、監査関係 のみ 10,000 円) 拘束時間が 3 時間以上 6 時間 未満の場合、一律 12,000 円、6 時間 以上の場合、一律 18,000 円とする。 また、当日に宿泊を 伴う場合 2,000 円を 加算する	拘束時間が 3 時間未満 6,000 円 (ただし監査関係 のみ 10,000 円) 拘束時間が 3 時間以上 6 時間 未満の場合、一律 12,000 円、6 時間 以上の場合、一律 18,000 円とする。 また、当日に宿泊を 伴う場合 2,000 円を 加算する	静岡、愛知県内、 10,000 円 その他の 都道府県 12,000 円 拘束時間が 3 時間以上 6 時間 未満の場合、一律 12,000 円、6 時間 以上の場合、一律 18,000 円とする。 また、当日に宿泊を 伴う場合 2,000 円を 加算する
旅費	500 円 (同一町内間は 0 円)	実費	実費
宿泊費	実費	実費	実費

- ・ 目的地が浜松市西区館山寺町及び法人内施設の場合で、個人所有の車両での出張に対しては、移動時間を拘束時間を含めないものとする。
- ・ 交通費は必要に応じて特急料金を支給する。
- ・ 宿泊費は一泊につき 20,000 円を上限とする。